

第17回松阪市環境基本計画策定委員会

日時 平成18年11月16日(木) 13時30分～16時30分



場所 松阪市役所 地下会議室

議題

- (1) パブリックコメントに対する環境基本計画中間案検討
- (2) 今後の策定委員会のスケジュールについて

出席者 8名

策定委員会委員 5名

西 孝、石川通子、石村武紀、川村敏也、小坂滋子

事務局 3名

三田環境推進担当主幹、谷岡環境推進担当主査、若山環境推進係主任



議事の内容

(1) パブリックコメントに対しての環境基本計画中間案検討

事務局 : 10月31日までに13名の市民の方から、「環境基本計画中間案」に38件のパブリックコメントを頂きました。今日は、これらの意見に対して委員の方々の見解をまとめて頂きたい。また、環境パートナーシップに先進している愛知県小牧市へ、11月29日に小坂委員と事務局で視察に行く予定です。次回の策定委員会でその内容を報告します。計画案p81の内容が薄いという意見を審議会でもいただき、もう少しこの辺りを厚く修正していきたいと考えています。小牧市への視察に参加をご希望される方は、事務局までご連絡ください。

委員長 : では、パブリックコメントですが、かなり技術的なものや突っ込んだ内容の意見もあり、それらに対しどう答えていくか、皆さんご協力お願いします。環境基本計画に関係の無い意見もあるが、できるだけ答えていくようにします。

委員 : この回答は、本人に報告するのか。

事務局 : そうですね。

委員 : 住所のわからない人は、HPに発表するのか。

事務局 : HPで発表するし、計画書の最後にも付ける。意見には責任をもってもらおうという意味で、氏名を書いてもらうのが基本。

委員長 : 事務局は何か考えていますか。

事務局 : 事務局としての見解はある。

委員 : それをもらった方がわかりやすい。

事務局 : パブリックコメントには次の3つがある。まず「計画と全く関係ない意見」、これはここでは答えられません。次に「施策に関する意見」、これは施策との調整が必要。最後に「記述に関する意見」、これはここでしっかり議論して頂きたい。

委員長 : では、(1)から順にみていきましょう。これは出来るだけわかりやすくやっているつもりだが、どうでしょうか。

委員 : 「配慮します。」という表現は、配慮しているのか、今後していくのかわかりにくい。

委員長 : 「配慮しています。」にしますか。

委員 : 「一部修正しました。」とか。

委員 : 「配慮していきます。」だと、(今は)していないと思われる。

委員 : 「今回のご意見を頂いて修正しました。」とする。

委員長 : (2)ですが、意見なのか感想なのか。事務局案はどうか。

委員 : 「自然と人間の関係」をどこかに入れろということ？

事務局 : これは、計画書を読んで感じたことではなく、普段思っていることだと思う。

委員 : 計画書はこういう方向だと思う。

委員長 : (3)は市が作成した看板に対しての意見だと思うが。

事務局 : これは、観光課のポスターに書いてある言葉に対する意見だと思う。これも(2)と同様に、普段自分が思っていることだと思われる。

委員長 : (4)も同じ人。

委員 : 意味がよくわからない。事務局案の「認識しています」ではなく、「認識し、本計画に反映させています。」とするべき。(2)も「本計画に反映させています。」とする。見解として、本計画に既に反映させている事をしっかり答えるべき。

委員長 : 「認識し、本計画に反映させます。」

事務局 : (3)はどうでしょう？これはポスターに対しての意見。

委員 : (3)は問題外なのでは？

委員 : 環境基本計画のp30『目指すべき環境像』をここに書いてはどうか。それには「自然」が入っている。「これを目指して計画を策定している」と書く。

委員 : この事務局案でいいのでは？

事務局 : これは、その他の意見に載せた方がいいと思う。

委員 : この人はこの計画書を読んでいないのでは？

委員 : しかし、この意見は計画書を読んだ上で出してもらったものでは？

事務局 : 建前上はそうです。

委員 : だったら、全く読んでいないとは言えないのでは。

委員長 : 具体性に欠ける。

委員 : この標語は観光課だというのも、失礼に当たる。

委員長 : どうしますか？

委員 : 策定委員会としては、計画書の中の言葉で答えるべき。

委員 : (3)は検討外ということで、事務局に対応してもらうのはどうか。

事務局 : 構いません。

委員長 : では、事務局案でいいですね。

委員 : 我々が検討する余地はないのだから、事務局に答えてもらうべき。

事務局 : 我々も答えようが無い。その他の意見ということでどうか。

委員長 : では、その他の意見ということで。(5)は事務局案でいいですね。(6)は計画に対する意見ではないが。

事務局 : 実際に現場を見たが、確かにこの意見の通り。関係部署に聞いたところ、松ヶ崎町と獺師町は生活道路となっているため、自治会が国に要望書を出して、国が認めて階段に手すりをつけた。元来、堤防の階段は目的に応じて付けるものであり、三雲の堤防の階段は墓参りのためのものではなく、用水路整備のためのものと思われる。

委員長 : では、これは事務局案で。(7)はどうですか？

事務局 : この意見が言いたいことは、「解体業者に毎月の実績を報告、かつ処分した事

実の提出の義務付け」という部分であり、提案をしています。これにより不法投棄はなくなると思いますか？産廃は法で規制しないと收拾がつかない。この「届出を義務付けることにより不法投棄が無くなる」という意見は、果たしてどうでしょう？この事務量だけでも莫大なものになるのに、本当に不法投棄は無くなるのか？ここがこの意見のポイントだと思う。

- 委員：「建物の違法解体場所が国道沿い」となっているが、この場所は？
- 事務局：これはアクセス道路沿いだと思う。
- 事務局：この場所は三重県が投棄を認めた場所。
- 委員：では、県が認めなければいい。
- 委員：しかし、どこかには捨てなければならない。業者にすれば、捨てて欲しいと頼まれるから捨てている。
- 委員：許可してあれば不法投棄にならない。
- 委員：見た目が悪いだけで、不法投棄にはならない。
- 事務局：産廃への規制は、以前より厳しくなっている。産廃Gメンの人が書いた本に、「いくら厳しく規制しても、捨てる人がいて処理する業者がいるうちはダメ」とある。全体的に考えていかないと、不法投棄は無くならないと思う。
- 委員長：法律もあり、県が関係しているのだから、「そういうところと連携していかなくてはいけない」、そういう答えしかないのでは。
- 委員：本当なら住民パワーで、ここを許可しないでくれと県に訴えればいい。
- 事務局：法律中心とした対策で。
- 委員：業者が先に買っていた土地が、後から住宅地になった場合もある。
- 委員長：法律に基づいて許可した施設であれば、後は県の問題である。不法投棄に関しては、パトロール等で県や自治体が連携してやっていくしかないので、こういう答えにならざるを得ないと思う。
- 委員：県が目を光らせてくれないと。
- 委員：蘭神社の廃棄自動車による油漏れの問題に対し、行政が早期撤去を業者に言っているが、なかなか進まないのが現実。油漏れ等による地下水汚染があれば、当然行政が取り締まってくれないと。
- 委員：環境課が答えるのはいいが、策定委員会で答えるのは無理。
- 委員長：(8)は？
- 委員：これは何ページ？
- 事務局：10ページの下の部分だと思う。
- 委員長：これは市が直接行うわけではないので、こういう表現になった。
- 事務局：「求められる」にしてもいいかなと。
- 委員長：「求められる」にしますか？
- 委員：上から「必要がある」ときているので。

委員長 : 表現を変えますか？

事務局 : 「今の風潮として市民もやっていかなければいけない」というようなことで
すね。

委員長 : 「求められる」に変えます。(9)は？

事務局 : 環境基準は1日と1年では評価方法が異なる。75%値は、一年間で得られた
すべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、
低い方から数えて75%目に該当する日平均値のこと。例えば、測定データを
100個取って低いものから昇順に並べて、一番低いデータから数えて75番目
の日平均データをもって年間数値とする。50番目をとる平均値より現状値は
厳しく評価していることになる。この意見は水質のことだと思うが、75%値に
よる評価を適正に行うには、多くの測定データが必要になる。しかし、現在行
われている水質検査は1地点において年4回程度である。1箇所でたくさんの
データをとるのならよいかもかもしれないが、多くの地点でそれなりのデータ
を取ろうとするなら、財政的な面も考慮して年に4~5回しかできない。この4
~5回のデータを75%値で示すというのは、果たして河川の現状を正確に示
した値なのかどうか。それに対して、個々に実施した測定値がどのくらいの割
合で基準を達成しているのかを示したものが『環境基準適合率』である。少な
い測定回数で長期的な河川の現状を把握するには、こちらの方がよいのでは
ないか。加えて、市民の方にもわかり易いと思う。

委員 : これを書いている人は専門家では？

事務局 : 専門家です。この環境基準適合率は実際に環境課で行っており、測定業者と相
談した上で情報提供している。報告書にも「データが少ないためこの方法で」
と書いてある。

委員長 : 測定回数にも予算が必要。

事務局 : 川の公共水域を測るのは三重県。市は県ができない部分をやっている。

委員 : 目標値の90%以上というのは？

事務局 : これは、10回測ったら9回適合ということ。

委員長 : こっちの方が厳しいと思う。

事務局 : それに良くわかると思う。

委員長 : よろしいですか？(10)は表現の問題ですが。

事務局 : 初めは「~レベルにする。」という表現でしたが、審議会で「~レベルだと、
減らさなくてもそのレベルを保っていればいような気がする。」という意見
が出た。望ましいのは『減らす』ことであるが、電気などは明らかに増えるこ
とが判っているので、『減らす』というのはなかなか難しい。これは(1)に関係
するが、「~レベルにする」というのと「これ以上増やさない」というのでは、
どちらの方がわかりやすいでしょうか？

委員 : 「~レベル」のほうが判りやすい。「これ以上増やさない」は否定語なので使

わない方がいい。

委員長 : 否定語だが悪い意味ではない。

委員 : 冊子になったら「これ以上増やさない」に変わっていた。

事務局 : これは審議会で指摘された。「レベル」というのは保っていればいいと思われるが、「これ以上増やさない」だと減らしてもいいように受け取れる、というような意見が続出したため、協議してこの表現になった。

委員 : 審議会で出たとは意外。否定語は良くない。肯定表現がいい。

事務局 : 京都議定書でも減らせと言っているのに、「レベル」にするというのはどうなのか、という意見が出たので直した。

委員 : 「増やさない」というのは否定。

委員長 : 意味は一緒。たまたまこの人が言ってきただけでは？

委員 : 「以下に減らす」というのはどうか。

事務局 : 京都議定書では、エネルギー起源による二酸化炭素は 10.7%まで増えても構わないことになっている。なので、ここで「以下」と示すのはどうか。「明らかに増えることが判っているものを減らせというのは非現実的である」と、審議会でも問題になった。

委員 : 平成 15 年度以下にするということでしょ、結局は。

委員長 : 意見には望ましい理由が書かれていない。判りやすさではどうか。

委員 : 「増やさない」方が判りやすい。

委員長 : その方が積極的な意味合いがある。

委員 : 「以下にする」ではだめなのか。

事務局 : だめではないが、基本的には増えることが大前提になっているので、これ以上はストップさせようと。減らせればいいが、とりあえずこのレベルで止めるというのが、目標設定の大前提になっている。このことを念頭に入れて考えてもらいたい。ここでは、増えるのを止めるのが目標。

委員長 : だったら、併記すればどうか。「これ以上増やさない」「～年度レベル」と。

委員 : 「平成 17 年度以上増やさない」とか。公の目標に否定語は使いたくない。

委員長 : では、併記にしましょうか。

委員 : 上の言葉の中では「これ以上増やさない」でもいいが、目標値の中には書かない。

委員長 : 文章の中に目標として掲げてあるので、これを書かないわけには。

委員 : 「これ以上増やさない、ということで目標にしました」とか。「これ以上増やさない」という言葉を、目標値の中から外す。目標値の中に言葉があると違和感がある。

委員長 : 「～以下にする」というのも、ここには入れない。

委員 : 「～レベル」というのも書かなくても判る。

- 委員長 : このパブリックコメントとして出てきた意見をベースにして考えるべき。採用するのか、しないのか。
- 事務局 : 基本計画を大前提として考えていかないと。
- 委員長 : この意見を採用するならば、「これ以上増やさない」ではなく「17年度レベルにする」ということ。
- 委員 : 「これ以上増やさない」の方が危機感がある。
- 委員長 : (10)・(11)はこのままで。(12)は自動車による大気汚染ということだが。
- 事務局 : 大気の監視状況が不明とあるが、p14に少し書いてある。大気は判定基準が複雑で、ここに詳しく載せるとほとんどの人が読まなくなる可能性があるもので、とりあえず今の大気の状態を簡単に書いてある。この人が言いたいのは、高価な大気汚染装置をやみくもに設置するのがいいのか、ある程度の経費を適正に配置してやっていくのがいいのではないかと、ということ。
- 委員長 : つまり、高価な装置を使った観測地点を増やすのではなく、大気に大きな問題が無ければ、監視地点の適正配置を考えてやっていく方が効果的ではないかと、ということ。
- 委員 : 事務局の見解がないが？
- 事務局 : 記述に関しては策定委員会で考えてもらいたい。
- 委員 : 現在2地点の観測地点の適正配置を考えるというのは。
- 事務局 : そこでは工場からの大気を定点観測している。他にも、市内にいくつか簡易的な測定地点はある。松阪市は、水質や土壌に関しては経費をかけているが、大気に関してはまだまだなので、そういうのもあるのかもしれない。
- 委員長 : 金を考えなければ、機器を増やして観測地点の充実も図れるが、予算に関係してくる。
- 委員 : 大気に関して問題はあるのか？
- 事務局 : ほとんど無い。ただ、今の観測地点が適正かどうかはわからない。
- 委員 : 「充実を図るとともに」というところが問題。この記述が無ければいい。
- 委員長 : 適正配置を考えてはどうか、と言っている。
- 委員 : 「監視体制の適正化を図るとともに」。
- 委員長 : 「ご指摘の通り訂正します」と。「充実」をやめて「適正化」にする。状況の変化に応じてやっていくという意味で、「増やす」にも「配置転換」にも取れる。(13)ですが。
- 事務局 : 類型指定は川の大きさによって変わってくる。小さい川は流量が少ないため、ばらつきが生じ測定が困難となるので類型指定が難しい。また、類型指定することにより、水質測定などの事務量が増えて経費がかかる。親しみやすい生物などを判断基準にした方が、皆がわかるのではないかと。的確な数字で判断した方がいいのもわかる。
- 委員長 : 測定しろということ？

事務局 : 県に設定要望を働きかけろと言っている。判定基準を作れということ。
委員 : 生物の生息状況は難しいのでは？
事務局 : 詳しく調べるといよりは、目で見ても川がきれいとか汚いとか、そういう目標を設定した方が、小さい川にはいいのではないか。
委員長 : 計画書で県に要望するというのはどうか。これは事務局案でいいですね。

※ (14)は事務局案。(15)は指摘どおり訂正。(16)は事務局案。

委員長 : (17)ですが、これは難しいですね。
事務局 : 大気で今後懸念されるのは、自動車の増加に伴う大気汚染が挙げられると思う。
委員長 : 特別に問題にはなっていないが、データがあるなら出せということですね。わかるようなデータはありますか？
事務局 : あるにはあるが、載せるとわけがわからなくなるのでは。表か何かで判りやすいものがないか考える。経年変化を載せられるかも。初めは載せていたが、複雑だったので省いた。
委員長 : 一度、データを載せてみて。
事務局 : 掲載は考えています。

※ (18)～(21)までは事務局案。

委員長 : (22)ですが、これでいいですね。
事務局 : 多気町で地域おこしのために『ホテイアオイ』を栽培している。しかし、一方で『ホテイアオイ』は外来種のため輸入制限をしているところもある。一概に外来種の駆除や禁止とは言えない。
委員長 : 徹底的に駆除はできない。事務局案でいいですね。

※ (23)は、p 60で「ダイオキシン類や環境ホルモンやアスベストなど、注目されている有害物質について～」に変更。(ご指摘の通り追加しました。)

※ (24)は検討外(その他の意見)。

委員長 : (25)ですが。
委員 : この人の指摘は、ベルファームのレクチャー室を利用してはどうかということ。桑名市の「くるくる工房」を参考にしてもいいということ。
事務局 : これに関係した予算は以前にも挙げているが、なかなか通らないのが現状。なので、こういう煮え切らない回答になる。
委員 : これについては、ここで検討するものではない。他の担当課で。
委員長 : 委員会の見解としてはこれでいいのでは。

委員：「桑名市のくるくる工房」はこの集約した意見の中に入れて欲しい。小牧市に行くのもいいが、まず三重県の中で学ぶものもあるので、是非見学に行ってみようか。折角ご意見にもらったのだから、入れて欲しい。「桑名市のくるくる工房」は生ゴミ堆肥化以外に多くの事をやっており、是非とも見習うべき。

委員長：(26)ですが、どうですか。

委員：計画書の注釈に、「貴重な」とはどういうことかを書けばどうか。

事務局：事務局・策定委員会のレベルで、「貴重な」を定義するのはどうなのか。

委員：最初の委員会でもらった資料に定義されていないのか？

事務局：定義されていないと思う。資料に載せた「貴重な」の基準は、専門家が議論してそこに載せたもの。乱獲防止のため、あえて「貴重」だが載せていない生物もある。ここで定義するのは難しいと思う。この人が言うのは、天然記念物や希少種ではなくて、全部調査した中から自分たちが重要だと思うもの考えるのでしょね、ということ。

委員長：調べた結果から、ということ。

事務局：ちゃんと全部調べろということ。

委員：調べた結果、載せろということでしょう。言葉だけではなくて。

委員長：事務局案は答えになっていると思う。この人も確認の意味で書いているのだから。

事務局：天然記念物だけを調べるのではなくて、初めからちゃんと全部調べて欲しいということだと思う。

委員長：(27)ですが、松阪市の国定公園はどこか？

事務局：大台ヶ原が国定。

委員：大台ヶ原のことを言っている。

委員長：いずれにしろ、少し入るだけじゃないかな。

委員：下流域のみならず、上流域のことも考えて欲しいということでしょう。

委員：事務局案でいいのでは？

※ (28)～(36)は事務局案。

委員長：(37)ですが。

委員：これは熊野古道などを言っているのか。

事務局：東海道自然歩道は松阪市内を通っていないので、何とも答えようが無い。

委員長：環境教育をやって下さい、ということですね。

委員：これは、自然歩道やサイクリングロードを作りたいという意見ではないのか。私はそう思うが。

事務局：県に尋ねたが、良くわからないらしい。主要道路の歩道も満足についていない状況で、自転車専用道路の普及を働きかけていくのは難しい。

委員 : 検討していくのは当然のこと。

委員長 : 回答には自然歩道について詳しく書いてあるが、これは環境教育と絡めて検討して欲しいという意見なので、その辺りを答えたほうがいい。

事務局 : 説明は省きましょう。

委員 : 今回の基本計画には入らなかったが、この歩道などの件は今後の課題でしょうね。

委員 : この意見の東海道は、参宮街道の事だと思う。三雲の市場庄で呼びかけているので、多分それに刺激を受けてだと思う。

委員長 : (38)はどうですか。

委員 : 宝塚古墳の場所は『宝塚公園』なのか。

事務局 : 『公園』になっています。

委員 : 『宝塚古墳公園』が正しいと思うので、確認して訂正して欲しい。宝塚町と混同して間違えると思う。

事務局 : 訂正します。

委員 : 『リクリエーション需要』よりも『憩いの場』とか。

委員長 : では、『市民の憩いの場として』に変更。

※ (39)は事務局案。

委員 : 修正箇所がいくつかあるのだから、(1)の回答に『ご指摘どおり、修正しました。』と書くべきでは？

委員長 : 修正はするが、『やさしいことば』かどうか。『言い回しが難しいから変えました』というのはどうか。『そういうことに配慮して作成したつもりです』はどうですか？

委員 : 『配慮して策定しました』と言い切った方がいい。

委員長 : 『配慮して作成しました』？

委員 : 『策定』か『作成』。

委員長 : ではこれでいいですか。

委員 : 全般的に見て、『小さい川を良く見て欲しい』という意見が多い。

委員 : 大きい川は、どうしても注目されがち。教育委員会の前の川は、掃除とEM菌で随分きれいになった。

委員長 : 愛媛県でも取り組んでいる。

委員 : EM菌に対する県の見解は？

委員 : 魚や生物に対する影響が不明なことから、県はなかなか取り組まない。市が働きかけてもあまり動かない。

(2) 今後の策定委員会のスケジュールについて

12月4日は、小牧市視察の報告（小坂委員より）と市民活動センターの活動報告を、市民活動センターにて行う予定。

12月14日は、修正した環境基本計画の再検討。

来年1月11日頃の開催を考えている。